

取手市放課後子どもクラブ利用案内

〔令和7年度4月入所申し込みについて〕

取手市放課後子どもクラブ（以下「子どもクラブ」という。）は、帰宅後に「親の就労で一人になってしまう」「放課後を友達と過ごしたい」といった児童が、放課後に安全で楽しく過ごす場所です。

1 子どもクラブについて

(1) 入所対象児童

- ・令和7年度に市内各小学校に在籍する全児童
- ・年間を通じて、または長期休業期間に子どもクラブを利用する予定の児童
 - ◆一時預かりはできません。事前登録及び出席予定表の提出が必要です。
 - ◆土曜日の利用は、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合のみとなります。

(2) 入所期間

- ・令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
 - ◆長期休業期間のみの利用も可能です。
 - ◆入学前の新1年生も4月1日（火）から利用可能です。

(3) 開所時間

- ・平日：授業終了後～午後7時
- ・土曜日：午前7時30分～午後7時
 - ※拠点クラブ（取手東・高井・藤代小学校の放課後子どもクラブ）のみで開所
- ・学校休業日および長期休業期間の月曜日～金曜日：午前7時30分～午後7時

(4) 閉所日

- ・日曜日、祝日
- ・8月12日から16日
- ・12月29日から1月3日
- ◆台風等の災害時（市が危険と判断した場合）
- ◆インフルエンザ等で学級閉鎖等の場合、本人が健康であっても学校と同様扱いのため参加できません。

2 入所申請・利用について

- (1) 【必要書類】 ◇入所申込書 ◇利用に関する同意書 ◇送迎予定者等届出書 ◇通学路の地図
◇就労証明書（各家庭で保護者各1部必要）※後日提出可。
◇送迎免除願（希望者のみ）※就労を理由は、就労証明書の添付が必要
◇土曜日利用及び送迎予定者等届出書（希望者のみ）※就労証明書の添付が必要
◇4月分土曜日出席予定表（希望者のみ）※拠点クラブ以外の入所申請者のみ必要
◇撮影・掲載承諾書
※送迎免除願（就労を理由）・土曜日利用及び送迎予定者届出書は、就労証明書が未提出の場合、申請は不可。保護者全員分の就労証明書が揃ってから申請してください。

(2) 受付場所・期間 ※郵送での申し込みはできません。

場 所	期 間	時 間
子ども青少年課 (藤代庁舎2階)	令和6年12月23日(月)～27日(金)、 令和7年1月6日(月)～17日(金)の平日 1月18日(土)	午前8時30分～ 午後5時00分
取手庁舎議会棟1階 第2委員会室	令和7年1月14日(火)～18日(土)	午前9時30分～ 午後5時00分
子どもクラブ ※継続申請のみ	申込書配布後～令和7年1月10日(金) ※開所日のみ	子どもクラブ開所時間内

【注意】※1月20日以降の申し込みについては、5月からの入所になります。

- ◆5月入所以降の締め切りは、入所する月の前月10日（10日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）となります。（※7月入所・夏休み入所は除く）
- ◆7月入所・夏休み入所の案内は、4月以降広報とりでおよび市ホームページ等で行います。

(3) 入所の決定および決定後の手続き

【新規の方】

- ・入所が決定しますと、入所決定通知書を2月下旬に各ご家庭に郵送します。
- ・新規入所者は、3月上旬～中旬頃に各子どもクラブで下記内容の入所説明会を開催します。
 - ◆子どもクラブの概要、利用上の注意点等の説明
 - ◆4月の出席予定表の提出およびおやつ代（希望者のみ）の納入
 - ◆傷害保険の加入手続き

【継続の方】

- ・入所決定通知書は、3月上旬～中旬に子どもクラブを通じて配付または郵送する予定です。
- ・各子どもクラブにて、出席予定表の提出および傷害保険料の納入手続きをしていただきます。

※出席表の提出および保険の手続きが完了されていないと、参加できません。

(4) 傷害保険について（スポーツ安全保険）

子どもクラブでの万が一の事故（児童が怪我をした場合等）に備え、参加児童全員に必ず傷害保険に加入していただきます。

【保険料】1人あたり年額900円（振込手数料又はシステム利用料含む）

※保険料は、途中退所の場合でも返還できません。

【保険適用期間】令和7年4月1日（午前0時）から令和8年3月31日（午後12時）まで

※年度途中に入所の児童については、加入日（保険代振込日）の翌日から令和8年3月31日（午後12時）までとなります。

(5) おやつについて（希望者のみ）

子どもクラブを午後5時以降も利用する児童で、希望者にのみおやつを用意します。

【おやつ代】1日100円

【納入方法】毎月の出席予定表と一緒に、1か月分の代金を保護者がお支払いください。（※拠点クラブ以外のクラブ入所者で土曜日を利用する場合は、月の最初の利用土曜日に当該月分を土曜日利用クラブにお支払いください。）

※現金のやりとりですので、おやつ代は必ず保護者が直接子どもクラブにお持ちください。

(6) 保護者への情報配信システムについて

子どもクラブに関する情報を迅速に保護者へ通知できるよう、C4th Home&Schoolで子どもクラブ用のアカウント登録をお願いします。登録方法等詳細は、入所決定通知書に同封します。ご確認ください。

(7) 児童登下校について

児童の安全を最優先に考え、子どもクラブへの登下校は送迎が原則です。

※『送迎予定者等届出書』により、お迎えに来る可能性のあるかたを事前に届け出てください。

※兄・姉と一緒に学校の集団下校での下校を希望する場合は、『送迎予定者等届出書』所定の欄に、兄・姉の氏名・学年を記入してください。

※保護者就労等を理由に児童だけでの登下校を希望する場合は、『送迎免除願』を提出してください。

※送迎免除の申請にあたっては、『**【送迎免除】**利用上の注意事項』をよくお読みください。

(8) 参加にあたってのお願い・諸注意

1. 出欠予定に変更がある場合は、必ず事前に子どもクラブに連絡（連絡帳または電話等）してください。（拠点クラブ以外の利用者で土曜日の変更は、土曜日利用クラブに電話で連絡してください。）
 - ※一時帰宅してからの再登校や児童の申し出のみによる変更は、安全面から認められません。
2. 出席予定日・時間に児童が登室していない場合には、緊急連絡先に電話させていただきます。
3. 毎月の出席児童の把握のため、出席予定表の提出期限を厳守してください。
 - ※翌月の出席予定がない場合も、その旨を期限までに子どもクラブ支援員にお知らせください。
4. 子どもクラブ開所時間内での送迎を厳守してください。
5. 各子どもクラブ主催の保護者会への参加をお願いします。
6. 児童が備品・ガラス等を破損した場合は、保護者に実費負担していただく場合があります。
7. 児童が体調不良の際は、クラブの利用をお控えください。また、クラブ利用中に体調不良になった・けがをした場合は、なるべく早く保護者によるお迎えをお願いします。

(9) 退所について

- ・退所する場合は、子どもクラブへ退所届を提出してください。
- ・他人へ迷惑・危険な行為を行った場合、子どもクラブを退所していただく場合があります。

3 利用料等について

(1) 利用料

1か月分の利用実績に応じて、下記の①基本利用料 ②時間延長加算金 ③長期休み加算金の合算となります。利用料の支払いは口座振替にてお願いいたします。

①基本利用料

1か月の利用日数	利用料の額
1日以上7日以下	1,000円
8日以上14日以下	2,000円
15日以上	3,000円

②時間延長加算金

延長時間区分		加算金の額
【朝】一日開所日(月～金曜日)の午前7時30分から午前8時		1回 100円
【夕方】1か月の利用日数のうち、午後5時から午後7時までの時間帯について利用した日数(土曜日は午後6時から午後7時までの時間帯)	1日以上7日以下	1,000円
	8日以上14日以下	1,500円
	15日以上	2,000円

③長期休み加算金

学校休業日の区分	利用月および1か月の利用日数	加算金の額	
夏季休業日	7月	1,000円	
	8月	1日以上7日以下	1,000円
		8日以上14日以下	2,000円
		15日以上	3,000円
冬季休業日	12月	1,000円	
	1月	1,000円	
学年末休業日および学年始休業日	3月	1,000円	
	4月	1,000円	

例①：通常月

1か月の利用日数：16日 時間延長加算日数【夕方】：10日

基本利用料3,000円＋時間延長加算金1,500円＝利用料4,500円

例②：7月(夏休み利用を含む)

1か月の利用日数：20日 時間延長加算日数：なし 長期休み加算：7月

基本利用料3,000円＋長期休み加算金1,000円＝利用料4,000円

例③：8月夏休み

1か月の利用日数：17日 時間延長加算日数【朝・夕方】：17日 長期休み加算日数：17日

基本利用料3,000円＋時間延長加算金【朝】1,700円＋【夕方】2,000円
＋長期休み加算金3,000円＝利用料9,700円

(2) 利用料納付方法

取手市指定金融機関及び取手市収納代理金融機関による口座振替(翌月25日払い)

(常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・茨城県信用組合・茨城みなみ農業協同組合・みずほ銀行・

三井住友銀行・東日本銀行・中央労働金庫及びゆうちょ銀行の各本(支)店)

※上記金融機関での口座振替となります。

(3) 利用料を滞納した場合

利用料の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方との公平性に欠け、安定した子どもクラブ運営を妨げる要因となりかねません。全てのお子さんが安心して保育を受けられるよう、期限内納付をお願いいたします。なお、滞納した場合は督促状の送付、自宅、勤務先等への電話連絡・訪問による督促を行います。

4 利用料の減額・免除について

下記のいずれかに該当すると認めるときは、申請により利用料の全部又は一部を免除しますので、「取手市放課後子どもクラブ利用料減額・免除申請書」を提出してください。申請書は、下記提出先又は市ホームページ（「子どもクラブ 減額免除」でサイト内検索）にて取得できます。

※減額・免除を受けるには毎年度申請が必要です。

免除要件

1. 生活保護法に基づく被保護世帯
2. 令和7年度分の市町村民税が非課税の世帯 ※6月以降に決定
3. 取手市就学援助規則に基づく就学援助の支給決定を受けている世帯 ※6月下旬に決定

減額要件（5割減額）

4. 令和7年度分の市町村民税が均等割のみ課税の世帯 ※6月以降に決定
5. 2人以上の児童が入所している世帯の、当該入所している児童のうち2人目以降のもの
※兄弟・姉妹で同一月に利用した月に限り、2人目以降が減額となります。

[提出先]

- ・藤代庁舎2階 子ども青少年課
- ・取手庁舎3階 子育て支援課
- ・子どもクラブ（上記5番での申請に限る）

※要件2～4については、それぞれ市町村民税の課税状況・就学援助が決定後に申請してください。
減免決定後、各要件に該当した月までさかのぼって減免となり、過納分は還付となります。

※前年度に減免となっている場合は、暫定的に継続して減免となりますが、申請書は毎年度必ずご提出ください。申請がない場合は、減免に該当しないものとし、後日さかのぼって利用料を納付していただきますのでご注意ください。

5 その他

- (1) 子どもクラブの運営にあたり、保護者就労証明書を添付いただいた児童の人数を報告することにより、国（子ども家庭庁）や県から、補助金・交付金を受けています。お子様が参加される事業運営のため、保護者の皆様には、就労証明書を提出いただきますようお願い申し上げます。なお、**送迎免除願の提出及び土曜日のご利用にあたっては、保護者の就労証明書の添付が必須となります。**
- (2) 子どもクラブへの入所承認にあたり、市職員が小学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園およびその他関係機関に対し、必要事項について照会し報告を求めることがあります。ご了承ください。

放課後子どもクラブ事業実施小学校（※土曜日開所拠点クラブ）

◎市外局番は「0297」です。

学校名	子どもクラブ名	電話番号	学校名	子どもクラブ名	電話番号
取手小学校	杉の子	72-0144	山王小学校	ひまわり	85-8164
白山小学校	こぼと	74-2229	六郷小学校	つくしんぼ	82-2453
取手東小学校※	にじいろ	73-2428	藤代小学校※	げんき	83-4044
寺原小学校	はやぶさ	72-0162	宮和田小学校	ラッキー	83-4521
永山小学校	ひよどり	78-8245	久賀小学校	とまと	82-4301
取手西小学校	やまびこ	74-3154	桜が丘小学校	なかよし	82-2214
戸頭小学校	たけのこ	78-1133	○クラブ直通の電話番号です。学校の電話番号とは異なりますのでご注意ください。		
高井小学校※	わかば	78-7795			

【問い合わせ先】

〒300-1592 取手市藤代700番地
取手市教育委員会 子ども青少年課 子どもスクール係
Tel 0297-74-2141
内線2053、2054、2055

記入例

様式第1号（第3条関係）

児童番号	口座	就労証明書		送迎免除	土曜日	撮影
		父	母			

過去に一度でも子どもクラブに登録したことがあれば継続となります

新規・継続

取手市放課後子どもクラブ入所申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

取手市教育委員会 教育長 殿

保護者 住所 取手市寺田5139
 氏名 取手 昭男
 電話 0297-74-2141

ふりがな 児童氏名	とりで れいこ 取手 令子	性別	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
		血液型	A型
生年月日 学校名・学年	(生年月日) 平成30年11月11日生 6歳 取手 小学校 1年 組 (学校名・新学年を記入)		
児童の 長所・短所	(長所 明るい、元気 (短所 わがまま お子様の性格を記入		
利用希望期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (最大で令和8年3月31日まで)		
通年で参加の場合は、下記長期休み利用の○は不要	のみ利用する場合は、下記の利用する期間を○で囲み、長期休みのみ(4月)・夏休みのみ・冬休みのみ・長期休みのみ利用を希望する場合は、利用する休みを○で囲む		
ふりがな 氏名	とりで あきお 取手 昭男	年齢	とりで かずこ 取手 和子
	40歳		37歳
携帯電話番号	090-0000-XXXX		080-△△△△-☆☆☆☆
勤務先名	株式会社 取手		株式会社 藤代
勤務先電話番号	0297-□□-△△△△		0297-〇〇-XXXX
帰宅時間	19時00分頃		
家族氏名(上記を除く)	続柄	年齢	職業・学年等
取手 一平	兄	10	新小5
取手 治男	祖父	65	会社員
			きょうだいの学年も新学年を記入
第一緊急連絡先 ※必ず連絡の取れる電話	連絡先名	母親職場(株)藤代	
	電話番号	0297-〇〇-XXXX	
第二緊急連絡先 ※必ず連絡の取れる電話	連絡先名	母親携帯	
	電話番号	080-△△△△-☆☆☆☆	
親類等連絡先 ※市内(近隣市町村)に いらっしゃる方	住所	取手市 藤代700	
	氏名	藤代 正江 (職業 無職 年齢 60歳・続柄 祖母)	
	電話	0297-☆☆-□□□□	
本人の健康面での 配慮事項	○平熱 36.2度、連絡を要す熱 37.5度 ○・とくに無し ○(心臓病・ぜんそく・ひきつけ・アレルギー・その他) (具体的に(例)花粉症・鼻炎) ○障害等無: ○((例)広汎性発達障害)		
無・有に必ず○を してください。	有の場合は、具体的に記入 クラブでの投薬はできません。 薬は自宅をお願いいたします。		
かかりつけの 病院	病院名	取手病院(小児科)	
	連絡先	0297-71-1111	

(裏面あり)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

取手市教育委員会教育長 殿

保護者 住 所 取手市寺田5139

氏 名 取手 昭男

学校名・学年	取手 小学校 1 年（令和7年度）
児童氏名	取手 令子

◎取手市放課後子どもクラブの利用にあたり、送迎予定者について下記のとおり届け出ます。

	送迎予定者（続柄・関係）	迎え予定時間	一日開所時の送り	備考
1	取手 和子 （母）	18時00分ごろ	有・無	
2	取手 昭男 （父）	17時00分ごろ	有・無	
3	藤代 正江 （祖母）	16時30分ごろ	有・無	
4	高井 若葉 （塾）	16時00分ごろ	有・無	火曜・木曜
5	永山 元気（サッカーコーチ）	16時30分ごろ	有・無	水曜

※保護者、高校生以上のご家族・ご親戚、知人・習い事のコーチや先生・放課後デイサービスの職員等で、送迎に来られる可能性のあるかたをご記入ください。

※保護者の就労等を理由に児童だけの登下校を希望する場合は、『取手市放課後子どもクラブ送迎免除願』を提出してください。

◎クラブ参加後、下記の児童（兄・姉）と一緒に学校の集団下校での下校を希望します。

児童名	学 年	児童名	学 年
取手 一平 (兄・姉)	5年	(兄・姉)	年

※兄・姉がクラブ室まで迎えに来ることが条件となります。

※兄・姉が学校を欠席している日および集団下校がない学校休業日（振替休業日や長期休業期間等）は、送迎予定者による迎えをお願いいたします。

◎災害時等で送迎予定者による迎えが困難な場合、下記の者を代理人として届け出ます。

引渡代理人氏名	住 所	電話番号	関 係
西山 美子	取手市寺田△△△	090-****-◇◇◇◇	母友人

※大規模災害等で、送迎予定者による迎えが困難かつクラブと連絡が取れない場合等を想定し、必要に応じてご記入ください。引渡代理人は高校生以上とし、事前に了解を得てください。

※原則として、この届出書に記載されたかたにのみ児童を引き渡しいたします。

※引き渡しの際、身分証の確認をさせていただく場合があることを、事前に予定者にお伝えください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

取手市教育委員会教育長 殿

保護者 住所 取手市寺田5139
氏名 取手 昭男

学校名・学年	取手 小学校 1 年（令和7年度）
児童氏名(ふりがな)	取手 令子 （ とりで れいこ ）

◎土曜日利用クラブ（取手東小・高井小・藤代小学校放課後子どもクラブのいずれか1か所）

クラブ名
取手東 小学校放課後子どもクラブ

◎緊急連絡先

第一緊急連絡先 ※必ず連絡の取れる電話	連絡先名 父親携帯 電話番号 090-△△△△-☆☆☆☆
第二緊急連絡先 ※必ず連絡の取れる電話	連絡先名 母親職場 (株)〇〇〇〇 電話番号 0297-□□-××××

◎取手市放課後子どもクラブの利用にあたり、送迎予定者について下記のとおり届け出ます。

	迎え予定者（続柄・関係）	迎え予定時間	送り	備考
1	取手 和子 （ 母 ）	18時00分ごろ	有 ・ 無	
2	取手 昭男 （ 父 ）	17時00分ごろ	有 ・ 無	
3	藤代 正江 （ 祖母 ）	16時30分ごろ	有 ・ 無	
4	高井 若葉 （ 塾 ）	16時00分ごろ	有 ・ 無	

※保護者、高校生以上のご家族・ご親戚、知人・習い事のコーチや先生・放課後デイサービスの職員等で、送迎に来られる可能性のあるかたをご記入ください。

◎災害時等で送迎予定者による迎えが困難な場合、下記の者を代理人として届け出ます。

引渡代理人氏名	住所	電話番号	関係
西山 美子	取手市寺田△△△	090-****-◇◇◇◇	母友人

※大規模災害等で、送迎予定者による送迎が困難かつクラブと連絡が取れない場合等を想定し、必要に応じてご記入ください。引渡代理人は高校生以上とし、事前に了解を得てください。

※原則として、この届出書に記載されたかたにのみ児童を引き渡しいたします。

※引き渡しの際、身分証の確認をさせていただく場合があることを、事前に予定者にお伝えください。